

令和元年5月10日
国土政策局特別地域振興官

奄美群島のさらなる振興開発に向けて

～奄美群島振興開発基本方針を作成～

国土交通省は、令和元年5月7日に、奄美群島の振興開発を図るため、奄美群島振興開発基本方針を関係省庁と協力して策定しました。

【経緯】

- 平成31年4月に、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を令和5年度末まで5年間延長する法律が施行されました。
- このため、同法に基づく新たな奄美群島振興開発基本方針（以下、基本方針）を、奄美群島振興開発審議会の議及び関係行政機関の長との協議を経て、7主務大臣※が策定しました。
- なお、今後、振興開発の施策を具体化するため、鹿児島県は本基本方針に基づき奄美群島振興開発計画を定めることとされています。

※ 国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣の7大臣

【基本方針の概要】

- 基本方針では、振興開発の方向を次のように定め、取り組むこととしています。
 - ・奄美群島の特性を生かした産業の発展による雇用機会の拡充
 - ・世界自然遺産推薦地及び国立公園としての環境保全と地域資源を生かした観光振興
 - ・奄美群島全体としてのポテンシャルの発揮
 - ・住民の生活の利便性の向上
 - ・社会資本の整備及び維持管理

【参考資料（別紙）】

- 資料1：奄美群島振興開発基本方針（概要）
- 資料2：奄美群島振興開発基本方針（本文）

【問合せ先】

国土交通省国土政策局特別地域振興官付 蹴場・臼井・落合・大吉

電話：03-5253-8111（内線 29-726、29-713）、03-5253-8423（直通）、FAX：03-5253-1595